

「与える」という文化

中筋由紀子
Yukiko NAKASUJI

地域社会システム講座

本稿は、現代日本における「与える」という社会的行為について考察を試みるものである。正しくは、「与える」という社会的な行為の意味と、それをめぐって成立している、文化的なコンテキストについて考察を試みる、というべきであろう。この考察は、保護司を対象とするインタビュー調査において、彼らの社会的実践をめぐる語りの社会的意味の分析を行う研究の一環として行われている。

保護司は、犯罪者・非行少年の社会的更正を援助するために、法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアである。その職務は多岐にわたるが、中心は保護観察対象者の処遇である。近年は、少年犯罪等がメディアで脚光を浴びるとともに、保護司に対する社会的要請が高まっているが、その一方で、保護司の置かれた状況には変化が見られ、現在の保護司の実態が、それに応えるものであるのかが問い直されたりしている状態である。論者はこれまで、保護司に対するインタビュー調査を行う中から、彼ら自身がそのあり方についてどう捉えているのか、またどのような問題を抱えているのかなどについて考察してきた。本稿はこうした問題を、「与える」という社会的行為の成り立ちとその現代の変容として、理論的に考察することを試みるものである。

まずは導入として、贈与についてのM.モースの議論を取りあげることから始めたい。論者がここで遡って、ポトラッチの解釈としては既に多くの批判を経たモースの議論に着目するのは、彼が贈与を、与える、受け取る、返礼する、という三つの義務に分けて分析を行っていることが、特に「与える」という行為に着目する、ここでの議論の目的に適していると思われるからである。次に、臓器移植をめぐる諸種の議論から、「与える」という行為の文化的なコンテキストについて、比較文化的な視点から考察する。基本的に市場交換が一般化した現代社会において、「与える」という行為がどのような形で成り立っているのかを考察することが、ここの議論における最終的な目的である。

1 贈与論

モースは「贈与論」において、北西部アメリカのポトラッチの分析を行う中で、贈与という行為から、「贈る義務」「貰う義務」「お返し義務」(p 301-304)の

三つの契機を取り出す。ポトラッチの分析においては「贈る義務」がその本質であるとモースは述べるが、彼が贈与という行為を分析するにあたって着目したのは、むしろ「お返し義務」であった。彼は贈与論の序章で、自分が「特に追求しようと考えている問題」を、次のように述べる。

「それは、未開あるいは太古の社会類型において、贈り物を受けた場合に、その返礼を義務づける法的経済的規制はいかなるものであるか、贈られたものにはいかなる力があって、受贈者にその返礼をなさせめるのかである」(Mauss 1968=1973 : p 224)

モースがこうした問いを立てる背景には、もちろん贈与論が書かれた20世紀初頭既に発達し一般化していた、市場交換との対比が念頭にあるからである。

市場交換は、欲望、あるいは必要を持った個人が前提とされる。彼が与えるのは、得たいからである。そして、得たいという欲望、あるいは必要は、個人の内面の自発的な領域にあるものとされるため、疑念の生じる余地はないと私たちには感じられる。それは自明な、あるいは自然なことに思えるだろう。一方、贈与は一見したところ、返礼を期待しない、一方的な行為として行われる。市場交換のように同時に物のやりとりがなされるのではないため、そこには得る、という目的が見いだされないように思える。そこで一体何が、与える原動力となるのか、そして何故、自らの内発的な何かを端を発していないそれを受け取るのか、また、何らかの形で返礼されることは、どのように保証されているのか、が、贈与という行為を問うときの疑問の中心となる。

さてモースは、贈与を「全体的給付」*presentations totales* という言葉で言い換える。そして彼は先の自分の問いに対して、次のように答える。すなわち、贈与が返礼を生み出すのは、そうしなければ〈マナ〉(「富によって授かる名誉、威信」)を失うとされるからである。

「貰ったり、交換されたりした贈り物が人を義務づけるということ、このことは、貰った物は生命なきものではないということの意味する。贈与者の手を離れ

た場合ですら、その物はなお彼の一部を構成するのである。彼はその物を通じて、あたかも、それを所有しているときに、それを盗んだ者に対して攫取力を持つと同じように、受益者に対して攫取力を及ぼしうる」(Mauss 1968=1973 : p 239)

この〈マナ〉の概念については、序文にも収められたC.レヴィ＝ストロースのよく知られた批判がある。すなわち、マナは「交換の究極的な理由」ではなく、「ひとびとが無意識的に持っている必要性をはっきりさせるための意識形態」にすぎないと云うものである。

レヴィ＝ストロースにとっては、分析すべき対象は、彼が「原初的な現象」であるとする交換の全体的な構造であり、個々の贈与行為はその要素として位置づけられる。彼によれば、贈与へと人々を駆り立てるのはこの構造なのであり、人々はこの構造を無意識的には理解しそれによって振る舞うが、主観としては、マナのような象徴的な表象によってこれを捉え、説明するのである。レヴィ＝ストロースによれば、事物を、私のもの、あなたのものというような私有の側面で捉える、近代的な思考法から離れるならば、贈与される事物が、「象徴的思惟」におけるこのような「相関的性格」を持つことが、理解されるはずである。それは実際のところモースの云う「全体的社会事実」*fait social total* という概念から正しく導き出される考えである、と彼は述べている。

そこで私たちはここでレヴィ＝ストロースの議論をふまえながら、もう一度、「与える」という側面に着目して、モースの議論を捉え直したい。というのは、私たちは、市場交換が一般化した社会における、「与える」という行為について考察を試みたいからである。私たちがモースの議論から見いだせる贈与という行為の、市場交換と比べての特徴は、次の三点である。

まず、贈与は、交換と異なり、受け手と与え手の間に、非対称な関係を生み出す。すなわち、受け手は事物を受け取り、かわりに与え手の〈マナ〉を承認するのである。市場的交換が、一般に事物の移動と共に相互の主体の関係を終了する、一時的で完結するものであることと異なる点である。このとき、贈られた事物は、物自体の使用価値ではなく、その象徴的意味において捉えられている。例えばポトラッチについて、モースは、人々は贈られることで象徴的には「《やりこめられたもの》」(p 303)になっており、贈り物は「《背負いこむ、煩わしいものとして》」受け取られているのであると述べている。

次に、贈与は、与え手と受け手を限定して行われる。市場交換が自由に行われるのとは異なり、与えることのできる人、受けることのできる人、そしてその間の関係は、贈与においては限定され、意味づけられている。言い換えれば、人々はおのおのの帰属する関係に

おいて、事物を与えなければならず、受け取らなければならない。その事物を介して、人々はお互いをとある関係に帰属するものとして意味づけるのである。

そして第三には、贈与とは、贈与すなわち「全体的給付」を行う「恒久的契約組織」において行われるものである。例えばこのことをモースは次のように表現する。

「物が与えられ、返されるのは、(中略)物を与える場合に、人は自分自身を与えるからであり、人が自分——自分自身とかれの財産——を他人に《負っている》からである」(Mauss 1967=1973 : p 323)

すなわち、贈与とはこの相互依存の意識、より正確には、自らの存在を、そもそも全体のおかげとして受け取っている、という意識において成り立つものである、ということである。

さて以上がモースの議論より導き出される、贈与という行為の特徴であるが、これは、「未開あるいは太古の社会類型」において行われる贈与についての議論であった。そこで私たちは次に、臓器移植をめぐる議論を取りあげることで、現代社会における「与える」という行為について更に考察を行いたい。

2 生命の贈り物 Gift of Life

臓器移植は、一方的な贈与の最も極端な例と言ってもいい。提供者が死亡している、というばかりでなく、提供者(ドナー)についての情報は、貰った人(レシピエント)には与えられないという原則が確立している。ドナーとレシピエントとの関係は、この匿名化の壁によって、断ち切られている⁽²⁾。かつまた臓器提供は原則として無償で行われている。ドナーの遺族に対して、報酬が与えられたり記念事業が行われることはない。したがって、ドナーは、返礼を期待して贈与を行うのではない⁽³⁾。では何故、人々は臓器提供を決断するのだろうか。

例えば、日本とアメリカの臓器移植について、文化人類学的な視点からフィールドワークを試みたM.ロックは、次のように述べる。

「欧米人が今では当然のように用いる『生命の贈り物』という魅惑的な言葉は、これまで臓器の提供を促すのに役立つきた」(Lock 2001=2004 : p 3)

「近代社会では『事故』に対して納得のいく理由付けをすることができない。また、事故がとくにやりきれないのは、人にはなす術がないものだからである。そのために『臓器の提供は、無意味な死に価値を与えることができる』という言葉が説得力を持つことになる。究極の利他的行為である『生命の贈り物』は、人

に主体性を取り戻させ、事故によって断ち切られたものを一部存続させ、無名だったものを英雄にするのである」(Lock 2001=2004 : p 8)

すなわち、臓器移植はその与え手に、究極の無償の贈与であるという意味や価値を与える行為として、受容されているというのである。贈与の相手が不特定の他者に開かれてあることで、その行為は「究極の利他的行為」、すなわち開かれた公共空間に位置づけられるものとなる。相手を問わずに無償で与えることが、特定の他者への愛ではなく、人間や社会への愛や奉仕の行為として、与え手に価値を付与するのである。

このような論理は、文化の違いを超えて、一般的に通用するよう見える。ところが、臓器移植が同様な意味を日本では持ち得ないことが、日本における脳死をめぐる長い論議の中から導き出される。それはロックによれば、日本とアメリカの、「与える」行為をめぐる文化の違いによるものである。

「日本では、それとは異なる別の原理が働く。ものを贈るという行為は互恵的贈答の慣習に深く組み込まれているので、会ったこともない赤の他人に価値のある物を与えるということに対して、人々は違和感を覚えるのである」(Lock 2001=2004 : p 9)

例えばロックのインタビュー対象者の一人である、元医師の園田博一は、日本において献体が余り行われない理由を、次のように述べたという。

「私たちは、家族や義理のある人々を大切に守ることを教えられて育ちます。そのために、母親が子どもに腎臓をやるのは立派なことになりますが、隣家の人が死にかけていても、それほど気にかける必要はないのです。日本では今でも、遺体を解剖に付したり医学用に献体することは、あまりありません。私たちは、家族的なつながりや仕事上のつきあいがいい場合には、人にもものをあげるのを好まないのです」(Lock 2001=2004 : p 236)

私たちはここに二つの「与える」行為を見いだすことができるだろう。一つは、完全に受け手から独立した「与える」行為、「無償の」「愛他心」による贈与である。もう一つは、受け手との間の親密な関係において成り立つ贈与、その間でのみ受け入れられるような贈与である。以下で、おのおのについて詳しく見ていきたい。

3 二つの贈与①

まず最初に見てゆきたいのは、日本の生体間移植において見られるような、親密圏に限定された、与えあ

う関係である。例えば、日本における生体腎移植について、ロックは次のように述べている。

「肉親からの生体腎移植は『肉親間の自然な情愛』を強めるが、それと同時に、重い責任を生じるのである。この責任は、ドナーが母親である場合にはどうにか耐えられる。母親は自分の子どもを無制限に慈しむものだからである。しかしドナーが父親や兄弟である場合には、ずっと耐え難いものになる。レシピエントは拒絶反応が起きたり、ドナーが病気になったりすると、ひどい後悔の念や挫折感に苛まされることになる。拒絶反応は、彼らが愛する人、彼らのために尊い犠牲をはらってくれた人を、彼らの体が拒絶していることを示すからである」(Lock 2001=2004 : p 288)

ロックは続けて、こう述べる。

「見知らぬ他人の死体にメスを入れたり外国人の臓器を移植されることに対する懸念は、健康な肉親その他の生きているドナーから臓器を切り取ることにに対する責任に比べれば、それほど大きくはない」(Lock 2001=2004 : p 288)

調査を始めた当初、ロックは、贈与に「義理が伴う」日本の文化的コンテクストを考えるならば、他人からの臓器提供は、返礼の義務を果たせないというフラストレーションを与えるのではないかと考えた。しかし実際に調査が明らかにしたのは、提供者が見知らぬ死者である場合ではなく、むしろ義理の生じないとされる親密な身内との臓器のやりとりの方が、人々に重責を感じさせていたことだったのである。

私たちがここで気づくのは、こうした臓器移植においては、ドナーとレシピエントの間に既に親密な関係がある場合に、「与える」という行為が成立している、ということである。例えば、ロックの日本における調査では、生体間の移植は、家族という親密圏の内部においてのみ容認されていた。

私たちはこのような、親密な間柄における「与える」という行為のあり方を、更に次のような特徴において捉えることができるだろう。具体的には、例えばロックは、彼女の調査対象者の中の、生体間移植を行った17例のレシピエントのうち、一人をのぞく全員が、死体からの臓器提供を受ける登録をしていたこと、またやはり一人をのぞく全員が、ドナーとなった家族の側から、提供を申し出てもらったことを述べている。したがって、生体間の移植は、他に手段のない場合のやむを得ざる選択として、かつまた、受け手の要求ではなく、家族の側の思いやりとして行われている⁽⁴⁾。すなわち、このような与える行為は、受け手の切実なニーズに基づいて行われるが、しかしその行為の選択、決

定は、与え手が行うのであり、そちらに主体性がある。受け手が、文字通り「身を切って」与えてくれた、その犠牲に対して、受け手は「負い目」を負うのである。

ところで、ロックが分析に用いるべきだったのは、「等量返済」を要請する「義理」の概念ではなくて、R. ベネディクトが「受けた恩の万分の一も返せない」という言葉で表現した、「恩」という概念だったと思われる (Benedict 1946=1967 : p 135)。ここで重要なのは、「恩」という概念が、「日本人の基本的要請である、すべての人間は生まれ落ちるとともに自動的に大きな債務を受けるとする観念」(Benedict 1946=1967 : p 134) に基づくものである、というベネディクトの議論である。すなわち、かつての日本においては、「与えられる」ことは、そもそも「債務」あるいは「負い目」を負った存在としての自己のあり方の、追認、確証として成立するものであった。私たちはそこに、モースに基づいて「全体的給付」という言葉で贈与を捉え、市場交換と比較した場合に気づいた第三の特徴を、見いだすことができるのではないだろうか。すなわち、「与える」という行為がそれとして成立するのは、受け手がそれを承認するばかりではなく、人々がそもそも「与えられた」存在としてこの社会において成立していること、全体のおかげで生きているのだという観念を背景にして、成立するものである、ということである。

このベネディクトの「恩」という概念についての議論から、私たちは現代の日本の生体間の臓器移植を、次のように考えることができるだろう。すなわち、かつての「恩」という概念が含み持っていた「与える」という行為の「全体的給付」という側面が、もはや現代の親密圏における「与える」という行為には見いだせない、ということである。私たちの社会において、親密圏は、たしかにモースの言う「恒久的契約組織」に近い、長期的で関係自体が目的となるような性質を持っているように見える。しかしながら、全般的にゲゼルシャフト化した社会における、いわば「最後の共同性」の領域における「与える」行為は、もはや共同体的な関係を基本とした社会におけるような性質を持っていない。というのは、親密圏における「与える」行為は、与えた直接の相手への負い目を感じさせはするが、もっと大きな、自らもその一部であるような全体への、負い目を感じさせるものではないからである。例えばロックがインタビューしたある日本のレシピエントは次のように述べる。

「私は弟を以前より大切に思い、腎臓を大事にしなければと思うようになりました。健康だった弟の体が傷つけられたのは私のせいなのですから。」

(Lock 2001=2004 : p 286)

私たちは、「全体的給付」という言葉で表現されたモースの言う「贈与」と、現代社会の親密圏における「与える」行為の違いを、この「全体」という概念の喪失として捉えることができるだろう⁽⁶⁾。ところで、これは生体間の臓器移植についての議論であったが、では、匿名の相手に臓器を贈与することを基本とするアメリカの場合どうであろうか。

4 二つの贈与②

ロックは、北米における臓器移植を支える文化的コンテキストについて、次のように述べる。

「北米では、臓器の贈与は最初から『無償の』贈与——愛他心に基づく愛の贈与——と見なされていた」

(Lock 2001=2004 : p 272)

北米では「与える」という行為は、「愛」の表れという側面を帯びている。例えば、ベネディクトは、日本の「恩」という概念をアメリカの愛国心や家族に対する愛情と比較して次のように述べている。

「われわれにとっては、愛は心情の問題であって、何の拘束もなく自由に与えられる愛が最上の愛である」

(Benedict 1946=1967 : p 134)

ベネディクトによれば、愛は、返礼を期待せずに与えられる程、尊いもの、また本来的に返礼を期待しないものであるとされており、受ける側を「債務者」とする日本の「恩」という概念と、その点で大きく異なっているという。

ベネディクトの記述はあまり現代的とは言えないが、より現代のアメリカを調査したものとして、宗教社会学者のR.N. ベラーの、インタビュー調査がある。ベラーは、アメリカ人に、日常は私的領域に追いやられ聞かかけられることのない、生き方、生きる目的などに関する道徳的な問いを、あえてインタビュー調査することを試みた。その結果をまとめる中で彼は、愛と結婚に関するアメリカ人の考え方について次のように述べている。

「愛は個人たること、自由であることの精髓を証しするものである。その一方で、愛は親密さ、相互性、分かち合いをもたらすものでもある。」

(Bellah, et al. 1985=1991 : p 111)

ベラーは現代北米社会においては、その二つが本質的に矛盾するものとなっていること、そのことによって人々を苦しめていることを指摘する。例えば彼がインタビューした一人の女性は次のように述べている。

『妻はどうすべきか、私が知っていたのは私の母のやり方だけでした。夫を愛すること、これが私の信じてきたことです。彼のために何でもしてやること。あなたを愛してますって彼に示すには、これしかないと思っていました。』(中略)『私がトーマスを愛していることを彼に示そう』と頑張るあまり、彼女は『自分の考えは脇によけて、彼の考えを理解しようとばかりしていました。何でも脇によけばなしだったんです。』メリンダが『よけばなし』にしていたものは、自分の意見を述べ、自分の判断で行動しようという気持ちであった]

(Bellah, et al. 1985=1991 : p 111)

このような形で「他者の要求に受動的に適応していると、価値の低い、面白みのない、魅力の薄い人間になる」という皮肉な結果を迎える」のであると、ベラーは述べる。それは「自己を失う」ことであり、同時に「人から愛されていた当の自己を失う」ことによって、夫を失ってしまうことにも通じるという。

「愛は自由な個人の内発的な選択であると考えられるがゆえに、自己を『失う』ほどに愛に身を委ねる女性は、ほんとうは愛せない、あるいは本当の愛の関係に貢献することができない人間になってしまう」

(Bellah, et al. 1985=1991 : p 112)

すなわち、愛を与えることは、自己の自由な意思を発現する最も尊い仕方であり、自己の価値や意味を得ることのできる行為であるが、一方でそれは、自己を失う危機でもある。具体的な相手に「与える」ことは、相手がそれを与えられたと認めてくれることで初めて成り立つ。したがって、具体的な相手に何かを「与える」場合、それは、自分が何を与えたいかということばかりでは成り立ち難い側面がある。相手が何を与えられたら喜ぶのか、何を望んでいるのか、何が好きなのかを知り、それに合わせなくてはならない部分が生じてくるのである。とりわけ親密であるほど、その部分は拡大するだろう。ベラーは、これを愛の「相互性、分かち合い」の側面と述べている。しかしながら相手が望むこと、喜ぶことだけを実現する行為は、いつも自分の希望より相手の意思を優先することで、分かち合うのではなく、「自己を失う」危険をはらんでいるのである。そのことは「与える」行為によって確認され、価値を得るはずだった主体としての自己を、失わせることによって、「与える」行為を成り立たなくしてしまう。相手にあわせているだけの人間の行為は、もはや主体的な「与える」行為としては成立しないのである。

ところで、こうした危険は、具体的な他者との親密な関係において生じるアンビバレンスである。しかし

臓器移植のような匿名的な行為は、その危険を取り払う。なぜならその行為において、受け手は確かに実在するが、与え手にとってそれは見知らぬ誰かである。死後の臓器提供を決断したときには、未来のレシピエントは未定であるのだから、受け手の考えや思いが与え手に影響することはない。人はそこで受け手の考えや思いから独立して、純粋に「与える」ことができる。言い換えれば、純粋に主体的であること、自分自身であることができるのである。

アメリカにおいてこのような「与える」行為が成り立つのは、社会の具体的な行為の基礎に、能動的主体的である個人が前提として与えられているからではないだろうか。すなわち、モースの言う「全体的給付」が、贈与のやりとりが埋め込まれた全体社会を象徴するものであるように、この自発的な「与える」行為は、それを成り立つ個人が、社会の具体的な関係の成立以前に前提として与えられていることを象徴していると考えられる。言いかえれば、愛を人と分かち合う前提として、そうした親密な関係から独立して、それを成立させる根拠として、主体的な個人が成立していることが要請されているのである。そしてまたその要請は、社会が基本的にゲゼルシャフトリッヒな関係によって成立するようになるにしたがって、個人に論理的に要請される社会の要件であると考えられる。

5 現代社会の「与える」という行為

私たちは以上で、現代社会において成立している二つの「与える」という行為についてみてきたと思う。一つは、親密圏の内部においてのみ成立する「与える」行為、もう一つは、親密圏の外部、公共圏において成り立つ「無償の」「与える」行為である。以下で私たちは、この二つの「与える」行為を、第一章でみた、未開社会における贈与の三つの特徴と比較して、その特徴を捉えてみたい。

まず親密圏における「与える」行為についてみてゆこう。第一の、贈与が送り手と受け手の間に非対称の関係を生み出す、という点であるが、私たちはこの点を、生体間の移植において、受け手が「責任」や「負い目」を感じる場合がある様子に、見いだすことができるだろう。第二の、与え手と受け手が限定される点であるが、これは、こうした与える行為が親密圏の内部においてのみ成り立つということに、見いだされるだろう。ところでこれらに対して第三の、贈与が「全体」の観念を与えるという点であるが、親密圏においてはそれが欠落していることが見いだされた。生体間移植のレシピエントは、具体的な与え手に「責任」や「負い目」を感じるが、それはより広い全体社会のおかげ、という観念にはつながって捉えられてはいなかったのである。

私たちはその点をさらに、ベラーのアメリカ人の愛

についての議論などを参照しながら考察した。親密圏における与える行為は、具体的な相手に対する愛情の表現であるとされ、それは与える主体に意味や価値を付与する行為であるが、一方でそれは、具体的な他者を相手とする行為である限り、常に自己の主体性を掘り崩す危険をはらんでいた。むしろすべての親密圏がそのアンビバレンスによって浸食されているわけではなく、ベラーがインタビュー調査をした夫婦の中にも、愛の主体性と相互性のバランスをうまく融合させて実現している事例が複数見いだされていた。しかしながらここで言及しているアンビバレンスは、親密圏が原理的にははらんでいるものであり、したがってそれは可能性としてはどの親密圏においても成り立つものであると考えられる。

次に、「無償」の贈与についてみてゆこう。第一の、与え手と受け手の非対称性であるが、「無償」の贈与はこれを生み出すと考えられる。というのは、「無償」の与える行為は、与え手の自由の発現として、その主体性を確認するが、受け手のそれについては非関与な行為であるからである。第二の、与え手と受け手の限定であるが、この点が親密圏における贈与と異なる点である。「無償」の贈与において、受け手は匿名という形で開かれている。この不特定多数の集列的な関係性に開かれている一回限りの行為、という点で、この贈与はむしろ市場交換に近い特徴を持っている。「無償」の贈与の一回性は、臓器提供は一回しかできないから（特に死後提供は）、というばかりではなく、継続性や次回への期待から独立して行うことができる贈与である、という点から導かれる。そしてその点は第三の特徴とも対応する。すなわち、この贈与は、受け手を不特定多数に開いて行われる、主体的な行為として、個人を、親密圏の外部の広い空間において成立させる行為であり、その点で「全体」という観念を、個人と相即的に成立させるものである。

6 結論にかえて：もう一つの行為圏

さて以上より、私たちはもう一度、現代社会において成立している「与える」という行為の意味について考えてみたいと思う。私たちは教科書的な社会学の知識として、しばしば次のように習う。すなわち、現代社会は、市場空間と、私的な親密圏とに分断されている⁶⁾。市場空間は、手段的で競争的な空間であり、そこで行われる行為は利得を得るために行われ、匿名的で一回限りで継続性を前提としないものである。すなわち、不特定多数に開かれており、交換が成立した場合は、得られるのは主体の内在的な欲望や必要の充足である。

一方、親密圏は、相互に相手を手段とするのではなく、愛情と関心を抱き合う空間であり、そこでは特定の誰かだからこそ成り立つ継続的な関係がなりたつて

いる。そして、自分の欲望や必要の充足のためではなく、相手のために何かを「与える」ことは、親密圏でのみ成り立つ行為であるとされる。言い換えれば「与える」行為は、親密圏に隔離されているのである。そしてそれは、特定の個人への愛情と関心を確認し、そのことによって個人の意味と価値を確認する。

しかしながら私たちはもう一つの「与える」行為が現代社会に成立していることをみてきた。ここで取りあげた臓器移植等でなくても、実際に私たちは、様々な親密な相手ではない不特定多数に対するボランティアな行為が社会の内にあることを知っている。個人主義の国であるとされるアメリカは、一方でボランティア活動のさかんな社会として知られている。また日本においても、震災ボランティアのような新しい現象でなくても、たとえば保護司のような仕事も、こうしたボランティアな行為として行われてきた。

本稿はまずこのような行為空間が社会において、公共圏、親密圏に並び存立するもう一つの領域としてあることを、理論的に導き出すものである。私たちはこうしたもう一つの行為圏の近代的な構造とその変容を、モースの贈与論における「全体の給付」という概念に着目することで、分析してきた。この研究は、ここで見いだされた近代的な贈与の構造と、その現代的な変容についての理論的な考察をもとに、保護司の現在置かれている状況を、理解し分析することを今後の目標とするものである。

注

- (1) この研究は、保護司の方々に対するインタビュー調査と、保護司という職務をめぐる諸種の言説についての考察として、論者が2003年から愛知県において取り組んでいるものである。
- (2) もちろん、生体間移植の場合は匿名性の原則は確立しない。アメリカでは、匿名性の確率を重視することが、生体間の移植より、死体からの移植を推進する一つの理由だったという。(櫛島1991:p91) また、記念事業については実際のところは皆無ではなく、合衆国の一部では、地域の臓器斡旋組織がドナーの家族に、記念バッジを贈る儀式が、毎年行われるようになってきているという。(Lock 2001=2004:p44)
- (3) 臓器を提供するという行為には、死亡を宣告されたドナー自身の生前の意志ばかりではなく、ドナーの遺族の意思も、程度や関与の様態は多様であるが、日本に限らずアメリカでも関わっている。したがって、実際の提供についての分析には、遺族の選択についても考察が必要であるが、ここでは、「与える」という行為の側面についての分析であるためそこまで立ち入らない。
- (4) 「思いやり」については、奥村隆「思いやりとかげぐちの体系としての社会」を参照。そこには「思いやり」を、基本的な主体の「形式」として構成される社会が描き出されている。
- (5) 「与える」という行為における「全体」の概念の喪失は、共同体の縮小に伴う歴史的な過程であり、保護司が現代直面する問題も、そうした「与える」行為のあり方の変容に伴う

ものではないか、と予測されるが、これは今後検証されるべき課題である。また次章で詳述するが、では社会が全般的にゲゼルシャフト化した場合には、親密圏における「与える」行為は問題なく成り立つのか、ということについては、変動期の問題からは解放されるが、やはり別のジレンマに直面する、というのが本論の考えである。

- (6) 社会を複数のセクターに分割する議論は色々あるが、ここでは見田宗介の「交響圏とルール圏」の議論にしたがった。「交響圏」とは、他者を歓びと意味の源泉と捉える圏域であり、一方「ルール圏」とは、その外部にある他者から与えられる困難や制約を、最小化するためにルール化するべき圏域であるとされる。本稿ではこれをとりあえず親密圏と市場社会と表現している。

引用文献

Bellah, R.N. et al. *Habits of the Heart. Individualism and Commit-*

ment in American Life. 1985→『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』島菌進他訳、みすず書房、1991.

Benedict, R. *The Chrysanthemum and the Sword.* 1946→『菊と刀 日本文化の型』、長谷川松治訳、1967.

Lock, M. *Twice Dead. Organ Transplant and the Reinvention of Death.* 2001→『脳死と臓器移植の医療人類学』坂川雅子訳、みすず書房、2004.

Mauss, M. *Sociologie and Anthropologie.* 1968→『社会学と人類学 I』、有地亨他訳、弘文堂、1973.

見田宗介、『社会学入門』、岩波書店、2006.

梶島次郎、『脳死』、弘文堂、1991.

奥村隆「思いやりとかけぐちの体系としての社会」『他者という技法 コミュニケーションの社会学』、日本評論社、1998.

(平成18年9月6日受理)

